

研究助成施行細則

第1条

この細則は、研究助成規程第6条の規程に基づき助成対象者の選考等について、必要な事項を定めるものである。

第2条

本学会に研究助成選考委員会（以下、選考委員会）を設ける。

第3条

選考委員会は、総務委員会ならびに研究推進委員会の委員若干名により構成される。

第4条

選考委員会の委員長は、研究推進委員会委員長とする。

第5条

選考委員会は、申請のあった研究について審議し、研究助成対象候補者の選出を行う。

第6条

研究助成対象候補の選出は原則2件以内とし、助成金額は総額で30万円を上限とする。

第7条

選考委員会は、研究助成対象候補者を、総務委員会に報告する。

第8条

研究助成対象者および配分額は、総務委員会の審議を経て、理事会において決定する。

附則

本細則は、2020年9月27日より施行する。